

○長野原町総合運動場等の設置及び管理に関する条例

昭和55年9月26日

条例第5号

改正 昭和56年9月17日条例第18号

昭和57年9月28日条例第16号

昭和61年3月12日条例第10号

昭和63年3月11日条例第5号

昭和63年12月13日条例第17号

平成元年3月14日条例第19号

平成7年6月19日条例第22号

平成16年3月9日条例第14号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第1項の規定により長野原町総合運動場等(以下「総合運動場」という。)の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 総合運動場は、町民が体育と産業等を通じ明るく住みよい町づくりを目的として長野原町大字与喜屋字新井292番地に設置する。

(管理)

第3条 総合運動場は、つねに善良な管理につとめ、その設置目的に応じ最も効率的に運用しなければならない。ただし、生産活動施設の管理運営については、生産活動グループに委託することができる。

(使用の承認)

第4条 総合運動場を使用しようとする者(以下「使用者」という。)は、あらかじめ町長の承認を受けなければならない。

(使用の不承認)

第5条 町長は公益の維持管理上必要及び施設保全に支障があると認められるときは、使用を承認しないことができる。

(使用)

第6条 使用者は、管理者の指示に従い善良な注意をもって使用しなければならない。

2 町長は、使用者が、この条例又はこの条例に基づく諸規定に違反したときは、使用の承

認を取り消し、使用を停止させ、又は退場を命ずることができる。

(使用料)

第7条 使用料は、町民に限り原則として無料とする。ただし、照明施設を利用する者及び個人的又は営利を目的とする場合は、別表に定めるところにより使用者から徴収する。ただし、町長が特に使用料の減免を必要と認めた者については、この限りでない。

(使用料の還付)

第8条 すでに納入した使用料は、還付しない。ただし、使用者の負によらない事由により使用することができないときは、この限りでない。

(委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、町長が規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和56年9月17日条例第18号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和57年9月28日条例第16号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和61年3月12日条例第10号)

この条例は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則(昭和63年3月11日条例第5号)

この条例は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則(昭和63年12月13日条例第17号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成元年3月14日条例第19号)

この条例は、平成元年4月1日から施行する。

附 則(平成7年6月19日条例第22号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成16年3月9日条例第14号)

この条例は、平成16年4月1日から施行する。

別表(第7条関係)

総合運動場使用料

		時間	1時間当たり単価(単位：円)	
			区分	営利目的町内者
室名				
若人の館	ミーティング室		400	600
	多目的ホール		400	600
	喫茶談話室		400	600
	コンサート室		400	600
	体育室		1,000	2,500
野球場			700	1,700
テニスコート			500	1,400
屋内運動場			700	2,000
新井の館(弓道場)			700	1,700

備考

- 町民は、営利活動、照明料を除いて、原則として無料です。
- 若人の館では体育室以外は照明料を含む。
- 体育室の照明施設を使用した場合は、別途1時間につき町内者300円、町外者700円を徴収します。
- 野球場の照明施設を使用した場合は、別途1時間につき町内者1,300円、町外者は2,600円を徴収します。
- テニスコートの照明施設を使用した場合は、別途1時間につき町内者700円、町外者1,300円を徴収します。
- 屋内運動場の照明施設を使用した場合は、別途1時間につき町内者400円、町外者500円を徴収します。
- 弓道場の照明料は、別途1時間につき町内者200円、町外者300円を徴収します。

○長野原町総合運動場等の管理運営に関する規則

昭和55年9月26日

規則第5号

改正 昭和63年12月19日規則第8号

(趣旨)

第1条 この規則は、長野原町総合運動場等の設置及び管理に関する条例(昭和55年条例第5号)に基づき、長野原町総合運動場等(以下「総合運動場」という。)の管理運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(使用者)

第2条 総合運動場の使用者は、原則として長野原町の住民とする。

(使用申込)

第3条 総合運動場を使用しようとする者は、予め総合運動場使用許可申請書(様式第1号)を使用の5日前までに提出するものとする。

(使用時間)

第4条 総合運動場の使用時間は、午前9時から午後9時までとする。ただし、町長が認めた場合は、この限りではない。

(休日)

第5条 総合運動場の休日は、次のとおりとする。ただし、町長が必要と認めたときは、この限りでない。

- (1) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日の翌日
- (2) 1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで

(使用者の遵守事項)

第6条 総合運動場の使用者は、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) この規則に従うこと。
- (2) 喫煙又は火気を使用するときは、所定の場所で行うこと。
- (3) 管理人の指示に従うこと。

(帳簿等)

第7条 総合運動場に総合運動場施設(室)別使用簿(様式第2号)その他必要な帳簿を備え記録し、定期的に町長に報告しなければならない。

(損害賠償)

第8条 使用者は、自己の責に帰すべき事由により施設又は附属施設を破損し、又は滅失し

た場合は、これによって生じた損害の賠償をしなければならない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和63年12月19日規則第8号)

この規則は、公布の日から施行する。